

○草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成26年6月18日

条例第14号

目次

第1章 草加市いじめ問題対策連絡協議会（第1条—第9条）

第2章 草加市いじめ問題調査対策委員会（第10条—第18条）

第3章 草加市いじめ問題再調査委員会（第19条—第21条）

附則

第1章 草加市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、草加市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめの問題に関する施策の推進に関すること。
- (2) 学校におけるいじめの問題の現状把握、分析等に関すること。
- (3) その他いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下第11条第3号において同じ。）のために必要な事項の連絡調整に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童相談所の職員
- (2) 埼玉県警察の警察官
- (3) 保護者の代表者
- (4) 市立小中学校長代表者
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 第2章 草加市いじめ問題調査対策委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、草加市いじめ問題調査対策委員会（以下「調査対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第11条 調査対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針に基づくいじめの防止及び解決に係る対策に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

(3) その他いじめの防止等のために必要な事項に関すること。

(組織)

第12条 調査対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、心理等についての専門的知識及び経験を有する者のうちから教

育委員会が委嘱する。

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第14条 調査対策委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、調査対策委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 調査対策委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 調査対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第16条 調査対策委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第17条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、調査対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査対策委員会に諮って定める。

### 第3章 草加市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、草加市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(準用)

第21条 第12条から第18条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第12条第1項、第14条第1項及び第3項、第15条、第16条並びに第18条中「調査対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第12条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。